主 文 本件控訴は之を棄却する。 理 中

検祭官Aの控訴の趣意及び之に対する弁護人大竹武七郎の答弁の趣意は、本判決末尾に添附の控訴趣意書提出書と題する書面(控訴趣意書と題する書類を包含する)及び答弁書と題する書面に夫々記載のとおりであるから、これらにつき左のとおり判断する。

弁護人大竹武七郎の答弁書記載第一点(一)について

(その他の判決理由は省略する。)

そこで刑事訴訟法第三百九十六条により本件控訴は之を棄却することにして、主 文のとおり判決する。

(裁判長判事 佐伯顕二 判事 武田軍治 判事 仁科恒彦)